

お祭りやイベントで食品を提供する方へ 主催者版

～営業許可を受けるまで～

食品を調理して提供する場合、原則として営業許可が必要です。

札幌市では、公共性の高い「お祭り」や「イベント」等の適用行事に限って、テント等の簡易な設備で食品を調理・提供する【臨時営業】を認めています。施設や行事内容によって調理できる食品や必要な手続等が異なりますので、詳細は担当窓口（2階）までご相談ください。

臨時営業の許可の対象（適用行事）

臨時営業が適用となる行事の要件

次のいずれかに該当する行事（営業期間は30日以下）

- ・ 国、札幌市又は他の地方公共団体が主催、共催、協賛、後援する行事
- ・ 祭典、花見等市民を対象として行事で慣例的に食品の提供施設を伴う行事
- ・ 盆踊り、納涼祭、区民祭り、チャリティーバザー等で連合町内会、商店街、各種団体等が主催し、地区住民を対象とする公共的色彩の強い行事

上記の適用行事に該当しない場合（例：デパート、スーパーマーケット等による催事、有料イベント）はテント等の簡易な設備では営業できません。

☒ 町内会等が主催して自ら管理運営し、団体構成員の親睦等を目的とした小規模な行事では、許可は不要な場合があります。（許可が不要な場合も、食品の衛生的な取扱いや食中毒防止のため、行事の「実施計画書」を提出してください。）

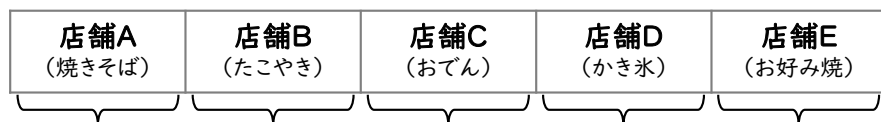
☒ 仕入れた食品を調理・加工せず、そのままの状態の販売する場合（包装されていない魚介類や食肉を除く）や、綿あめ・焼きとうもろこしなどの簡易な加工品を販売する場合、営業許可は不要ですが、「営業届出」が必要です。

主催者の責務

札幌市では、主催者の責務として「出店者の管理、監督」に努めるよう要綱に規定しています。

また、全国的にイベント等の行事における大規模な食中毒が発生していることを受け、臨時営業における施設ごとの衛生管理の徹底及び責任の所在を明確にするため、「営業許可は施設（テント等）ごとに取得すること」を原則としています。

許可単位の考え方※



各出店者の店舗ごとに、それぞれ営業許可を取得



食中毒発生時

原因となった店舗の出店者に対して、営業停止等の処分を行う

《営業停止や回収命令等処分の主な根拠と罰則》

食品衛生法 第6条：有害食品等の販売等の禁止

第13条第2項：食品又は添加物の基準、規格に合わないものの販売等の禁止

第13条第3項：残留基準未設定農薬等を含む食品の販売等の禁止

第16条：器具又は容器包装の規格基準に合わないものの販売等の禁止

食品表示法 第5条：表示基準に合わない食品の販売等の禁止

第6条第8項：表示基準に合わない食品を販売した場合等の回収等命令等

3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

※同一の出店者が複数の店舗（テント等）を出店する場合で、それらの店舗が連結され、1つの施設として見なせる場合には、この限りではありません。

臨時営業に関する詳細や各様式は、札幌市HPにも掲載しています。

【臨時営業を行う方へ】

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/eigyo/rinji-eigyo.html>



事前相談



許可申請



許可検査



許可証の交付



営業開始

- ◎ イベント等の企画段階から事前に担当窓口あてご相談ください。
- ◎ 施設・設備の状態に応じて「提供できる食品」や調理工程の制限内容が異なりますので、特に留意してください。
- ◎ 「出店予定者一覧」及び「会場全体図(店舗の配置が分かる地図)」をお持ちください。
- ◎ 行事概要や設備、提供予定食品、調理工程、販売品の仕入先等、食品表示等、詳細について伺います。内容について十分理解されている方が来てください。

- ☒ 会場によっては、食品の提供や火気の使用を禁止している場合もありますので、事前に会場の管理者等に確認をとってください。

- ◎ 申請手続は営業開始の**2～3週間前まで**済ませてください。
- ◎ 申請に必要な書類等は**出店者版**リーフレットをご確認ください。

- ☒ できるだけイベント主催者側で取りまとめの上、提出してください。

- ◎ 検査は原則、書面審査で実施します。
- ◎ 提供品目やイベント規模等によっては実地検査が必要となります。許可申請時に窓口で検査日時等の打合せを行います。
- ◎ 施設基準に適合しない場合は許可になりません。不適事項については改善させ、再度許可検査を受けてください。

- ◎ 施設基準適合確認後、許可証を交付します。

- ◎ 許可証は外来者から見やすい場所に掲示してください。

窓口一覧(平日8:45～17:15)

お祭りやイベント会場の**所在地(区)の保健センターが担当窓口**です。
(会場がスーパー内やホテル内等一部の場を除く)

窓口		所在地	電話番号
●各区の保健センター			
中央保健センター	健康・子ども課	札幌市中央区南3条西11丁目	011-205-3356
北保健センター	健康・子ども課	札幌市北区北25条西6丁目	011-757-1183
東保健センター	健康・子ども課	札幌市東区北10条東7丁目	011-711-3213
白石保健センター	健康・子ども課	札幌市白石区南郷通1丁目南	011-862-1883
厚別保健センター	健康・子ども課	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目	011-895-5921
豊平保健センター	健康・子ども課	札幌市豊平区平岸6条10丁目	011-822-2478
清田保健センター	健康・子ども課	札幌市清田区平岡1条1丁目	011-889-2408
南保健センター	健康・子ども課	札幌市南区真駒内幸町1丁目	011-581-5213
西保健センター	健康・子ども課	札幌市西区琴似2条7丁目	011-621-4247
手稲保健センター	健康・子ども課	札幌市手稲区前田1条11丁目	011-681-1211
●札幌市保健所食の安全推進課 【会場がホテル内の場合はこちら】		札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル 3階	011-622-5170
●札幌市保健所広域食品監視センター 【会場が大型スーパー内、中央卸売市場管内の場合はこちら】		札幌市中央区北12条西20丁目 札幌市中央卸売市場青果棟 3階	011-641-0635